

令和5年度整備管理者研修実施要領

関東運輸局山梨運輸支局

1. 受講対象者

自動車運送事業者において選任されている整備管理者であって、次のいずれかに該当する方が対象になります。

- ① 令和4年度整備管理者研修を受講していない方
- ② 今年度に整備管理者として新たに選任された方（来年度までに受講が必要）

※ 今年度も各種感染症の感染拡大防止のため、研修人数及び県外からの受講を制限する必要があることから、当研修は予約制とします。なお、予約制の趣旨を踏まえて、整備管理者研修受講通知書を持っていない方（予約を取得していない方）、山梨県に在住または在勤していない方、法令で受講義務のない方、過去14日以内に発熱、咳、咽頭痛、倦怠感、嗅覚・味覚の異常などの症状があった方は受講をご遠慮ください。

※2 山梨では今年度に主に貨物自動車運送事業（以下、貨物と記載する。）の整備管理者を対象とした研修を実施し、来年度に主に旅客自動車運送事業（以下、旅客と記載する。）の整備管理者を対象とした研修を予定しており、年度交代で貨物と旅客の研修を繰り返し実施しています。また、整備管理者研修は2年度毎に受講が義務づけられています。

よって、令和4年度に旅客の研修を受講した貨物の整備管理者は、今後において同業態での研修が受講できるよう、可能な限り今年度も受講するようお願いいたします。

2. 実施日

山梨運輸支局管内では令和5年度全日程終了しました。

令和6年度の予定は令和6年9月頃の公表を予定しています。

山梨運輸支局管内では令和6年度は旅客のみの開催となります。